平成２８年（フ）第１６５号
鳥取県米子市西倉吉町34番地
債務者　近江　悠樹
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第８０９号
広島市安佐南区相田２丁目10番５―301号
債務者　寺本　良子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８７７号
広島市安佐南区高取北１丁目11番９―101号
債務者　三宅　朋子（旧姓木原）
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８号
広島市南区霞１丁目４番１―503号
債務者　松本　賢一
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６号
広島市南区西蟹屋２丁目５番６号　Ａ棟２号室
債務者　佐々木留美
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３９８号
大分市大手町１丁目２番27号　第２皐月マンション209、住民票上の住所大分市長浜町１丁目４番19号
債務者　山下真由実
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３号
鹿児島県奄美市住用町大字西仲間341番地
債務者　川畑　茂一
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第１０５号
北海道小樽市長橋４丁目９番30号、前住所北海道小樽市長橋５丁目25番37号
債務者　藤井　亮介
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第４号
岐阜県加茂郡八百津町八百津7365番地２
債務者　大鋸　　一
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第３０号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地１―328、前住所京都市中京区姉小路通寺町東入天性寺前町522番地　ミドリ荘
債務者　森岡　守光
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４１号
京都市東山区今熊野南谷町５番地24
債務者　渡邉　信治
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２２９号
徳島県徳島市八万町中津浦110番地の13
債務者　杉内　邦弘
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４号
岩手県花巻市桜台１丁目17番19号
債務者　藤井　　仁
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第２８０号
福井市中荒井町第２号16番地　エグレットⅡ202
債務者　酒井　　啓
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４号
福井県三方郡美浜町早瀬第12号17番地
債務者　寺川　良治
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第７１号
兵庫県豊岡市城崎町湯島535番地の１　㈱古まん木屋町寮201号、前住所滋賀県高島市今津町弘川1598番地５
債務者　中野　信吾
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第１号
兵庫県佐用郡佐用町西大畠1503番地４
債務者　小西　和弘（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
神戸地方裁判所龍野支部